

能美市が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、能美市が発注する建設工事における技術者（主任技術者、監理技術者、建設業法第26条第3項第2号における監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）をいう。以下同じ。）及び現場代理人の兼務等について必要な事項を定めるものとする。

(主任技術者の兼務)

第2条 当面の間、以下のすべてに該当する場合は、建設業法施行令第27条第2項に定める、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理することができる場合として取り扱うものとする。

- 一 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請負人が施工する場合等を含む。）であること
- 二 工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること
- 三 次に定める工事でないこと
 - ア 新工法を採用した工事
 - イ 施工条件が厳しい工事
 - ウ 第三者に対する影響が大きい工事
 - エ トンネル・橋梁などの重要構造物工事
 - オ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
 - カ その他、兼務を承認することが適当でない工事
- 2 前項の場合において、一の主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3 前2項の規定は、監理技術者の配置を要する場合には適用しない。

(情報通信技術を活用した主任（監理）技術者の兼務)

第3条 以下のすべてを満たす工事の場合は、建設業法（以下、「法」という。）第26条第3項第1号に基づき、同一の専任の主任（監理）技術者（主任技術者、監理技術者をいう。以下同じ。）が2件まで管理できるものとする。

- 一 工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）であること。
- 二 工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
- 三 各建設工事の下請次数が3次までであること。
- 四 主任（監理）技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）を工事現場ごとに配置すること。
- 五 工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じること。
- 六 人員配置の計画書を作成し、工事現場に備え置くと共に営業所において保存すること。
- 七 工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置し、かつ当該機器を利用可能な環境が確保されていること。

2 前項の規定は、監理技術者補佐を配置する場合には適用しない。

(監理技術者補佐を配置することによる監理技術者の兼務)

第4条 以下のすべてを満たす工事の場合は、法第26条第3項第2号に基づき、同一の監理技術者が2件まで管理できるものとする。

- 一 予定価格が3億円未満（営繕工事（建物の新築、増築、改築に伴う設備工事を含む。）にあっては2億円未満）であること。
- 二 兼務する工事がいずれも能美市が発注するものであること。
- 三 工事現場間の距離が概ね10km以内であること。
- 四 監理技術者が、工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- 五 工事の規模や施工の難易度等から監理技術者の兼務が認められないと判断される工事でないこと。
- 六 兼務する工事毎に監理技術者補佐を専任で配置すること。

2 前項第五号における監理技術者補佐については、以下のすべてを満たす者であること。

- 一 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 二 主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）又は監理技術者の資格を有する者であること。
- 三 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- 四 監理技術者補佐が担う業務について発注者に説明できること。

(連続する工作物等の工事における技術者の兼務)

第5条 複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の専任の技術者が管理することができるものとする。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計が5,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）となるときは、監理技術者を配置すること。

(発注における条件の明示)

第6条 能美市は、予定価格が4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）の工事の発注にあたっては、第2条及び第4条に基づく主任（監理）技術者の兼務に関する可否等を入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知書に記載するものとする。

(申請手続)

第7条 請負代金の額が4,500万円（（建築一式工事については9,000万円以上）となる工事に配置する技術者に、他の工事に従事している技術者を配置しようとする者は、契約締結後、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」とともに「技術者の兼務承認申請書」（様式第1号）を併せて提出するものとする。

2 事前審査を希望する者は、能美市が入札公告又は指名競争入札執行（見積徴収）通知を行った日から5日以内に、「技術者の兼務承認に係る事前審査申請書」（様式第2号）を提出するものとし、能美市は、以下に定める日の3日前までに、事前審査の結果を書面で回答するものとする。

- 一 一般競争入札にあつては、入札参加資格確認申請書の提出期限の日
- 二 指名競争入札にあつては、入札日の初日
- 三 見積徴収にあつては、見積書提出期限の日

(配置予定技術者の兼務に関する申請手続)

第8条 一般競争入札における配置予定技術者として、他の工事に従事している技術者を配置しようとする入札参加者は、能美市が入札公告で指定する日までに、「技術者の兼務承認申請書」(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 配置予定技術者の兼務の可否に関する審査は、原則として、開札後、落札候補者についてのみ行うものとする。

(兼務の承認)

第9条 前2条に規定する申請を受けたときは、申請書及び発注者支援データベースシステム等により重複する工事の状況を確認し、兼務に支障がないと認める場合はこれを承認すること。

- 2 技術者の兼務を承認しない場合、一般競争入札に係る申請であつて他に配置可能な技術者がいないときは、配置予定技術者に係る要件を満たさないものとして当該入札参加者の入札書を無効とし、指名競争入札及び随意契約に係る申請であるときは、他の技術者を配置するよう受注者に指示するものとする。
- 3 変更契約により請負代金の額が4,500万円以上(建築一式工事については9,000万円以上)となった工事の技術者が他の工事の技術者を兼務する場合についても、承認が必要となるので、「技術者の兼務承認申請書」(様式第1号)を受注者から提出させたいと、前2項に準じて取り扱うこと。
- 4 総合評価方式を実施した場合においては、兼務が承認されないことを理由として、入札参加資格確認申請の際に配置予定技術者とした者以外を技術者として配置することは認めない。

(他工事の発注機関としての承認)

第10条 他機関の発注した工事に関し、能美市が「他工事発注機関」として兼務に関する承認を求められた場合においても、本要領の趣旨を踏まえ、適切に対応するものとする。

(現場代理人の常駐義務の緩和)

第11条 当面の間、以下のいずれかに該当する場合は、能美市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」とする。)第11条第3項に基づき、現場代理人について工事現場への常駐を要しないものとする。ただし、第2号については、当該期間に限るものとし、発注者との打合せ等により当該期間が明確になっていることを要する。

- 一 当該工事の請負代金の額が、4,500万円未満(建築一式工事については9,000万円未満)である場合
 - 二 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入若しくは仮設工事等が開始されるまでの期間又は工事の全部の施工を一時中止している期間等である場合
- 2 受注者は、前項に基づき現場代理人の工事現場への常駐を要しないものとされた場合についても、以下を満たすよう必要な措置を講じなければならない。
- 一 当該工事現場の状況を常に把握でき、かつ発注者の求めにより速やかに工事現場に戻

ることが可能であること

- 二 発注者（約款第10条に基づき発注者が配置する監督員を含む。）と常に携帯電話等により連絡を取ることが可能であること

（現場代理人の兼務）

第12条 前条の規定により工事現場への常駐を要しないものとされた現場代理人は、能美市の承認を得て、他工事の現場代理人等を兼務することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 請負代金の額が4,500万円以上（建築一式工事については9,000万円以上）の他の工事現場の技術者及び現場代理人
 - 二 現場代理人として兼務する工事の契約額の合計が概ね9,000万円以上となる場合
- 2 技術者及び現場代理人を同一人が兼ねる場合であって、技術者の兼務を承認したときは、前項の規定にかかわらず、技術者の兼務を認めた工事について、現場代理人の兼務も認めるものとする。

（申請手続）

- 第13条 能美市発注工事を落札した者が、落札した工事の現場代理人として、他工事の現場代理人となっている者を配置しようとする場合は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」に「現場代理人の兼務確認申請書」（様式第3号）を添えて主務課長は所長へ提出するものとする。
- 2 前項の兼務が承認された受注者は、現場代理人の兼務の状況に変更が生じた場合、「現場代理人の兼務状況変更報告書」（様式第4号）を提出するものとする。

（兼務の承認）

- 第14条 前条に規定する申請又は報告を受けた後、記載内容を確認し、兼務に支障がないと認める場合はこれを受付するものとする。なお、兼務の可否を判断するに当たっては、兼務する工事が概ね2、3件程度であり、かつ、現場間の移動時間が概ね30分以内であることを目安とする。
- 2 現場代理人の兼務を認めない場合は、他の現場代理人を選任するよう受注者に指示するものとする。

附則

本要領は、令和7年2月1日から施行する。